

1. イントロダクション

1.1 ブラジルの法制度の概要を教えてください。ブラジルの法制度は、コモンロー、大陸法又はその他の法体系のいずれに基づきますか。

ブラジルは大陸法系の国であり、法制度はブラジル連邦共和国憲法(以下「ブラジル憲法」という。)に依拠する。ブラジル憲法は、行政、立法及び司法機関について定めている¹。

連邦法は、民事、商事、刑事、手続、航空、海事、電気通信及びラジオ放送、環境、資本市場、金融制度(銀行法や証券法等)、エネルギーといった幅広い分野における法源となる。

なお、環境、消費者保護、教育、税務といった一定の事柄に関しては、州、市町村及び連邦区(連邦直轄区)が自ら立法することも許容され、競合的な立法権限の対象となっている。但し、州等による立法は、ブラジル憲法及び連邦法から生じる一般原則及びガイドラインを遵守したものでなければならない。

大陸法系の国として、ブラジル法の主たるルールは成文化された法典に編纂されている。例えば、主たる民事及び商事に関するルールは民法²に、手続に関するルールは民事訴訟法³及び刑事訴訟法⁴に、各々規定されている。

裁判所による判断は、既存の制定法に従い、最善の解釈に基づいて下されなければならない。また、適用すべき制定法が存在しない場合には、類推解釈、慣習及び一般的な法原則⁵に依拠しなければならない。

ブラジル法制度の厳格な大陸法系の性質上、一般的に、判例及び判例法に拘束力はない(但し、最高裁判所が憲法問題に関して下した特定の判断に関しては、他の裁判所による司法権の行使を拘束し、連邦、州及

¹ ブラジル憲法第 44 条から第 126 条

² 連邦法 2002 年第 10406 号

³ 連邦法 1973 年第 5869 号

⁴ 大統領令 1941 年第 3689 号

⁵ 大統領令 1942 年第 4657 号第 4 条参照

び市町村レベルにおける行政権の行使を拘束するという例外がある。)°。もともと、上級裁判所による判例は、多くの場合、下級裁判所によって尊重されている。

1.2 ブラジルでは裁判所はどのように構成されていますか。

ブラジルの裁判所は、ブラジルの領土と何らかの関連を有する訴訟について管轄権を有する。ブラジルの司法機関は、連邦裁判所と州裁判所に分かれる。

連邦裁判所は、外国又は国際機関が関与する訴訟のほか、連邦政府やその機関或いは準政府機関が当事者となる訴訟について専属的管轄権を有する。労働裁判所、軍事裁判所及び選挙裁判所は、連邦制度の枠内にあるが、特に専門化した事案を取り扱う特別裁判所を有する。

一方、州裁判所は、「その他残りの部分」、すなわち連邦制度に属さない事案について管轄権を有する。私人間の商業的訴訟は、当事者が仲裁を選択しない限り、全て州裁判所において審理される。

連邦制度か州制度かにかかわらず、当事者は、上訴裁判所に上訴する憲法上の権利を有している。州制度では、各州にそれぞれ上訴裁判所が設けられているが、連邦制度では、5つの巡回上訴裁判所が設けられている。また、上述の通り、労働、軍事及び選挙に関しては、それぞれ独自の上訴裁判所が設けられている。

より上位の審級における司法機関として、高等司法裁判所(*Superior Tribunal de Justiça / Superior Court of Justice*)及び最高裁判所(*Supremo Tribunal Federal / Brazilian Supreme Court*)という2つの上級裁判所があり、いずれもブラジルの首都ブラジリアに所在している。前者は、州又は連邦の上訴裁判所による判断が連邦法又は国際条約に違反している場合に、それらの裁判所によって判断された事案について管轄権を有する。後者は、憲法問題に関する管轄権を有し、いずれの裁判所による判断であるかにかかわらず、その判断がブラジル憲法に違反する場合に、再審理を行うことができる。

1.3 ブラジルでは弁護士はどのように組織されていますか。

弁護士は、ブラジル弁護士会(*Ordem dos Advogados do Brasil*)の下に組織され、同会は各州に個別の支部をもつ。

弁護士として認められるためには、まずブラジル法の学位を取得し、また司法試験に合格し、弁護士登録をしなければならない。一般的には、ある弁護士が、ブラジル弁護士会のいずれかの支部で一度登録すれば、ごく少数の制約はあるものの、ブラジルのいずれの裁判所においてもブラジル法の法律実務に携わることができる。

⁶ ブラジル憲法第 103 条 A 参照

国際的な法律事務所が、ブラジル法の法律実務を行うことは、ブラジル弁護士会の規則により禁じられている。従って、ブラジル国内にオフィスを持つ国際的な法律事務所は、外国法コンサルタントとしてのみ活動することが可能であるが、その場合においても、ブラジル弁護士会への登録は必要である。

1.4 ブラジルでは、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

ブラジル弁護士会は、一定の法的サービスに関する弁護士費用の下限額を定めている。しかし、当該費用の下限額は、ブラジルの一流の法律事務所がチャージする費用と比較してかなり低額である。一流の法律事務所は時間給単位で報酬を請求することが通例ではあるが、例えば、(i)時間給単位を基本としつつ、案件又は訴訟ごとに一定の上限を設ける場合や、(ii)定額制、(iii)成功報酬制、(iv)これらの混合型といった費用アレンジがなされる場合も良く見られる。

2. 事業を行うための組織

2.1 ブラジル国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、ブラジル国内に事業組織を設立する必要がありますか。

一般的なルールとして、ブラジルへの物品及びサービスの輸入は許容されていることから、外国企業がブラジル国内で物品の販売又はサービスの提供を行おうとする場合、ブラジル国内に事業組織を設立する必要はない。しかしながら、提供するサービスの種類によっては、ブラジル国内における事業組織の設立が必要とされる場合がある(例えば、土木建築事業、公共機関や政府機関に対するサービスの提供又は物品の販売、石油及びガス法により現地調達を義務づけられるサービスの提供又は物品の販売、公共事業の利権取得)。このような場合には、ブラジル国内で事業組織を設立することが必要となる。

しかしながら、外国企業がブラジル国内に事業組織を設立しない場合においても、当該外国企業によるブラジル国内での活動に基づく課税が免除されるわけではない。従って、個別具体的な事案の状況について、常にブラジル法弁護士に確認することが望ましい。

2.2 ブラジルではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

ブラジルにおける事業組織の法的形態は以下の通りである。

- ・ 有限会社(*sociedade limitada* / Limited liability companies)
- ・ 株式会社(*sociedade por ações* / Corporations)
- ・ 単純法人(*sociedade simples* / Simple partnerships)

- ・ 合名会社(*sociedade em nome coletivo* / General partnerships)

- ・ 合資会社(*sociedade em comandita simples* / Limited partnerships)
- ・ 株式合資会社(*sociedade em comandita por ações* / Limited partnerships with share capital)

これらのうち、最も良く利用されるのは、有限会社(*sociedade limitada*)及び株式会社(*sociedade por ações*)であるが、事業環境次第では、投資家にとって他の企業形態の方が魅力的となる場合もある。

2.3 主な事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用はどの程度ですか。

有限会社(*sociedade limitada*)

ブラジルの有限会社は、アメリカの limited liability company (LLC)に類似し、ブラジルでは最も一般的な企業形態である。有限会社は、ブラジルで設立される全会社数の約 90%から 95%を占めるものと推定され、数名の社員で構成される小企業からブラジル最大級の企業に至るまで、幅広く利用されている。有限会社は、運営上必要な事項も簡素であり、事業組織を設立する方法として最も簡便な選択肢といえる。

有限会社を設立するためには、少なくとも 2 名の社員が必要である。社員の国籍は問わず、また、社員は個人又は法人のいずれでも良い。会社の全資本が払込済みの場合、各社員の責任は当該社員の払込金額に限定されるが、払込が未了の場合には、各社員は会社資本の引受総額に至るまで、第三者に対して共同責任を負う。一般的なルールとして、最低資本金に関する法律上の要請はない。

有限会社は、例えば、設立手続の簡便性や事業遂行の非公開性において、株式会社とは異なる。有限会社は、いかなる種類の有価証券を発行することも許されず、このため非公開会社としてのみ存在する。現在、ブラジルでビジネスを行う外国会社の子会社の大部分は、ブラジル証券取引所における有価証券の発行を予定せず、有限会社として設立されている。

有限会社を設立するためには、まず州商業登記所(*Junta Comercial*)に対し、以下の書類及び基本情報を添付の上、通常定款(*articles of association*)を提出する必要がある。

- ・ 外国籍の社員(個人又は法人)による委任状(当該社員のための送達受領権限の授与を含むもの。)
- ・ 商号(当該会社によって営まれる活動の種類を含むもの。)
- ・ 社員の身分証明書及び資格証明(氏名又は名称、年齢、婚姻歴、職業、租税 ID、住所)
- ・ 本店所在地及び会社の目的
- ・ 資本額及び持分総数
- ・ 資本の払込形態及び時期
- ・ 資本に対する各社員の持分の割合数
- ・ 業務執行者の氏名及び資格証明(業務執行者はブラジルに居住する個人でなければならない。)

有限会社の設立費用は、数千ドルを超えることはなく、設立までの日数は、州商業登記所への申請日から

約 20 営業日と言われている。

株式会社(sociedade por ações)

ブラジルの株式会社は、アメリカの株式会社と同様、その意思決定は一般的に多数決によってなされ、所有(株主)と経営(業務執行者)が分離された企業形態であり、多くの投資家から資金を集中的に集めることができる。

株式会社の資本は、株式(普通株式、優先株式、転換株式又は発起人株式)に分割される。株式は株券によって表章され、株式の譲渡は株式登録簿及び株式譲渡簿への注記によってなされなければならない(これら帳簿の設置は義務的である。)

ブラジルの株式会社には、公開会社と非公開会社とがある。公開会社は、ブラジル証券取引委員会(Comissão de Valores Mobiliários)に登録しなければならず、同委員会により監督される。また、公開会社は、証券市場において株式の公募又は取引を行うことができ、公衆から資金を調達できる。他方、非公開会社の株式は、公的には取引されていない。非公開会社は、株主又は引受人から資本を集め、また、より簡素な会計及び経営体系を有している。

預託証券(DRs)は、株式会社における株式を表章する代替証券であるが、預託証券を発行することができるのは公開会社に限られる。預託証券は外国市場で取引され、会社がブラジル国外で資金調達することを可能にしている。

ブラジルの株式会社の組織は、付属定款(bylaws)によってのみ定められるが、付属定款は現地会社法に従い、設立のための初回の株主総会によって承認されなければならない。その後、付属定款を変更するためには、臨時株主総会を招集する必要がある。第一回払込時における株主総会を開催するためには、議決権株式の少なくとも 3 分の 2 以上を占める株主が出席する必要がある。しかし、当該定足数を満たさなかった場合、第二回払込時における株主総会は、出席株主の総数に関わらず、開催することができる。

非公開会社において、株式の譲渡が禁止されていない場合には、付属定款で株式の流通を制限することができる。この仕組みは、基本的に、会社の株式の取得時における既存株主に付与される株式先買権という形をとる。

一般的なルールとして、最低資本金に関する法律上の要請はない。通常、資本金の額は、会社の事業遂行に必要な初期投資金額と一致することが望ましいとされている。より多額の需要がある場合、社員は、通常定款を変更することにより資本金を増加することができるが、そのためには、当初の資本金が全て払い込まれている必要がある。

株主は、会社資本の払込を、現金、信用又は資産により行うことができるが、サービス提供により行うことは

許されない。社員は、会社資本の払込に充当された資産の評価額について、当該会社の設立申請時から 5 年間、共同で責任を負う。

株式会社の設立費用は、数千ドルを超えることはなく(但し、全資本の 10%の預託が必要である。)、設立までの所要日数は、株主名簿を作成して付属定款を州商業登記所に提出してから 20 営業日程度である。

2.4 ブラジルでは、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

一般的にはない。

2.5 各事業組織に関して生じる継続義務にはどのようなものがありますか。

有限会社及び株式会社は、毎年第 1 四半期に、前会計年度の会計を承認するため社員総会/株主総会を開かなければならない(当該承認が得られるまで、業務執行者は当該期間の事業遂行に関して責任を有し続ける。)。当該承認に加えて、株式会社は財務諸表を公表しなければならない。

3. 会社

3.1 ブラジルにはどのような種類の会社が存在しますか。

2.2 参照。

3.2 会社の設立手続について教えてください。

2.3 参照。

3.3 少数株主が自らの利益を保護する方法について教えてください。

少数株主に対しては、株式資本の比率又は株主が保有する株式数に応じ、以下の基本的な権利が付与されている。

株式保有比率 5%以上の株主に対して付与される権利:

- ・ 監査委員会に対し、その管轄事項に関する情報提供を請求すること(法 1976 年第 6404 号第 163 条第 6 項)。
- ・ 裁判所に対し、法令違反又は会社の統治機関による重大な不正行為が疑われる場合において、会社の全帳簿の閲覧命令の発令を請求すること(法 1976 年第 6404 号第 105 条)。
- ・ 議題を示して株主総会を招集するよう合理的な請求をした後、8 日以内に経営者が株主総会を開催

しない場合において、株主総会を招集すること(法 1976 年第 6404 号第 123 条第 1 項 c)。

- ・ 資産に損失が生じた場合で、株主総会が会社のいずれかの取締役又は役員(director or officer)⁷がもたらした損害の補償を請求しない場合において、当該補償を得ること(法 1976 年第 6404 号第 159 条)。

なお、他の多くの法域と同様、株主間契約によって上記に列挙されていない権利を追加的に付与することも可能である。

3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規範は存在しますか。

株式会社は、少なくとも 2 人の役員(ブラジル居住者)により構成される執行委員会によって運営され、また、取締役会(構成員はブラジル居住者でも外国居住者でも可)によって監督されなければならない。公開会社では取締役会の設置が義務であるが、非公開会社では取締役会の設置は任意である。

公開会社は、サンパウロ証券取引所(BOVESPA)での登録の段階に応じ、例えば、株式の売却参加請求権、優先株式に対する制限、取締役会における議席の確保等、コーポレート・ガバナンスの規範を追加的に設けることができる。

3.5 外資系ブラジル企業がブラジル市場から資本/負債を調達する上で、規制は存在しますか。

以下の業種はブラジル連邦政府の責任下に運営されており、これら業種に対する外資の参入は、ブラジル憲法に基づき、原則として禁止されている。

- ・ 核エネルギー開発関連事業
- ・ 保健医療事業
- ・ 国境地域での事業及び郊外不動産事業⁸
- ・ 郵便及び電気通信事業
- ・ 航空事業(国内線)
- ・ 航空宇宙産業

また、ブラジル憲法の改正により、新聞、雑誌及びその他定期刊行物に関する事業については、全資本及び議決権の少なくとも 70%をブラジル人が直接又は間接に保有していなければならない、外資参入は 30%までしか認められない。

⁷ 取締役(director)は取締役会の構成員として株主の委託に基づき会社の活動を監督する者であり、役員(officer)は会社の幹部である。

⁸ ブラジルの国境に隣接した土地において、事業を行い、または、不動産保有を伴う事業に参加することは、外国人には許されていない。

3.6 ブラジル企業は外国人を取締役に選任することができますか。

ブラジル居住者であれば、ブラジル国籍の有無を問わず、ブラジル企業の業務執行者又は役員となること
ができる(外国人の場合、有効な居住ビザの保有者である必要がある。)。業務執行者又は役員は、会社の経
営及び代表を担い、会社の目的の範囲内で、かつ、通常定款ないし付属定款に定められた制約を遵守する
限りにおいて、経営権を行使することができる。

取締役会の構成員は、外国人又はブラジル人のいずれでも良いが、当該会社の株式を 1 株以上保有する
自然人でなければならない。但し、取締役会の構成員がブラジル居住者でない場合、会社に関する事項一般
について取締役会の構成員を代理し、また、送達を受領するため、ブラジル国内における代理人を選任しな
なければならない。

3.7 利益分配に関する規範は存在しますか。

一般的に、配当は社員/株主の出資比率に応じて分配される。

3.8 会社が発行することができる株式の種類を教えてください。

株式会社は、普通株式及び優先株式を発行することができる。それらは全て記名式であり(無記名式は存
在しない。)、株式登録簿への登録が必要であるが(上記 2.3 参照)、株券を発行するかどうかは任意である。
株式会社は、ブラジル証券取引委員会が認める金融機関と契約することにより、株式登録簿及び株式譲渡
簿の管理並びに株券発行に関する保護預り業務を委託することもできる。また、会社は、権利及び制約の内
容が異なる種類の株式を発行することもできる。

3.9 取締役会を開催する頻度と方法に関する要件は存在しますか。

取締役会又は役員会のいずれについても、会社の付属定款で特に定めた場合を除き、開催する頻度と方
法に関する特段の要件は存在しない。

3.10 取締役が負うべき責務、法的責任について教えてください。

一般的なルールとして、役員及び取締役が、法律及び会社の付属定款に定める権限に基づき、通常の業
務遂行過程において行った行為に関しては、会社が責任を負い、当該役員及び取締役は責任を負わない。
但し、役員又は取締役が、権限濫用、権限踰越又は法律に違反する行為をした場合、当該役員又は取締
役は、株主、会社及び第三者に生じた損害に個人として責任を負う。

4. 清算

4.1 ブラジルで会社清算を行う際の手続の概要を教えてください。ブラジル特有の要件は存在しますか。

上記 2.3 で述べた通り、ブラジルで最も多くの事業の遂行に使用される会社は有限会社であることから、以下では、有限会社の清算手続の概要を説明する。

ブラジルでは、有限会社の社員が法主体の清算を実行する方法として、ワンステップ方式及びツーステップ方式の二種類がある。

ワンステップ方式の清算手続は、処分すべき資産がほとんど無く、第三者に対する未払債務がほぼ無い会社に関して用いられる。当該手続は、簡素なものであり、未解決事項が正当に解決された後(全未払債務が支払われ、全資産が売却されたとき)に行われる、社員による解散条項(*Distrato Social*)の執行という会社の1回の単独行為で完了する。

解散条項の執行に先立って、会社は、他に債務がないことを明らかにするため、最終の貸借対照表を作成する。会社の各種債務の消滅時効が完成するまで、解散条項に従い帳簿及び書類の保管者(会計士が望ましい。)を選任し、その後、会社が清算されたことを宣言する。

他方、会社が処分すべき資産又は未払債務を有している場合には、ツーステップ方式の清算手続が推奨される。なぜなら、ツーステップ方式の清算手続は、会社を公的な清算状態に置き、当該手続を担当する清算人を選任することができるからである。

この場合、社員は、最初に社員総会を招集し、(a)会社解散の決議をし(当該日以後、会社は事業の遂行をしない。)、(b)清算手続を開始し、そして、(c)全未払債務を支払い資産を売却し終えるまで、会社を管理する清算人を選任する。

社員総会の議事録は、会社解散の決議の日から 30 日以内に、会社の本店が所在する州の州商業登記所に提出し、連邦又は州の公報及び清算会社の本店所在地の都市において販売部数の多い新聞で公表する。

清算人は、当該会社の清算を担当し、未解決事項が全て正当に解決された後、会社は最終の貸借対照表を作成する。

社員は、再度、社員総会を招集し、解散条項を執行し、会社の各種債務の消滅時効が完成するまでの間、解散条項に従い帳簿及び書類を保管する者を選任し、その後、会社が消滅したことを宣言する。

ワンステップ方式及びツーステップ方式のいずれの場合においても、法律で要求される証明書を添付した解散条項を、(a)当該文書の執行の日から 30 日以内に会社の本店所在地の州の州商業登記所に提出しなければならず、また、(b)本店所在地に応じて連邦又は州の公報及び清算会社の本店所在地の都市の販売部数の多い新聞で公表する。

4.2 ブラジルの破産手続の概要について教えてください。届出に関して、ブラジル特有の要件はありますか。

ブラジルにおける破産手続及び再生手続(株式会社又は有限会社の場合)は、2005 年 2 月以来、アメリカ連邦倒産法第 7 章及び第 11 章を参考とした法第 11101 号(以下「破産再生法」という。)によって規律されている。同法は、法主体の破産手続及び裁判上及び裁判外における再生手続について定めているが、一定の事業(公共団体、金融機関、ファイナンス・リース会社、保険会社及び民間のヘルス・ケア会社等の事業)には適用されない。

破産とは、ある法主体の事業活動を停止し、当該法主体が保有する資産を売却して、債権者への弁済に充てる清算手続である。破産手続開始の申立ては、当該法主体自身、株主若しくは社員、又は債権者によってなされる。

破産再生法は、債権者による破産手続開始の申立てができる場合として、以下の通り定めている。

- (i) 40 日分の最低賃金(2012 年現在、24,880.00 レアル)を超える額の債務証書が公証役場に持参され、当該債務証書に基づく流動債務の支払いができないとき。
- (ii) 金額の多寡にかかわらず、金銭債務の強制執行に対して支払いができないとき。
- (iii) 債務者の資産の不正な換価手続の開始、又は有害若しくは不正な方法による債務の支払いがなされたとき。
- (iv) 債権者を害する態様で行われる第三者、債権者その他の者との全資産若しくは実質的な全資産の架空の取引、若しくは第三者、債権者その他の者への譲渡の企図又はその実行がなされたとき。
- (v) 債権者の権利の満足を困難にすることを企図した事業本拠地の虚偽の移転又は譲渡取引がなされたとき。
- (vi) 債務を履行するのに十分な資産がない状態にもかかわらず、他の全債権者の同意無く行われた第三者(債権者を含む。)への事業譲渡がなされたとき。
- (vii) 債務の支払いに十分な資産を有さないにもかかわらず、主債務者が代理人を選任せずに正当な理由なく不在となったとき。
- (viii) 主債務者による事業の放棄、又は住所若しくは事業の本拠地からの逃避の試みがなされたとき。

破産手続開始決定により、(i)当該法主体の全債務の弁済期が到来し、(ii)外国通貨建の債務はレアル建債務に転換される。

破産再生法は、債権者への支払に関し、次の順位を定めている。

- (i) 労働関係から生じる債権で債権者一人当たり最低賃金 150 日分(2012 年現在、93,300.00 レアル)の債権、及び労働災害から生じた債権
- (ii) 物により担保された被担保債権(但し、当該担保目的物の価額まで)
- (iii) 租税債権(当該租税債権の性質及び成立時期にかかわらない。但し、追徴課税を除く。)
- (iv) 特別優先債権((a)保全された資産に関する債権、保全にかかる費用、(b)一定の貸付元本債権及び利息債権等)
- (v) 一般優先債権((a)裁判費用、(b)破産した法主体の債権回収費用等)
- (vi) 無担保債権
- (vii) 契約上の罰金及び追徴課税を含む刑事又は行政法規違反による罰金
- (viii) 劣後債権

裁判上及び裁判外の再生手続は、アメリカ連邦倒産法第 11 章の影響を受け、また、破産再生法によって規律されている。そのメカニズムは、事業再生計画を策定することで、法主体に事業を再建する機会を与えることを狙いとしている。

再生手続上、債務者たる法主体と債権者は、債務者たる法主体の将来の事業に関して協議をすることができる。破産再生法は、当該協議を経て、結果的により良い再生計画を策定し、債務者の一時的な経済的困難を解消できるようにすることを目的としている。

裁判上及び裁判外の再生手続の申立てを行うことができるのは、(i)債務者((債務者自身の名で事業組織を用いて事業を行う)個人債務者又は事業を行う事業体も含む。)、(ii)生存配偶者、(iii)債務者の相続人又は承継人、及び(iv)再生管理人又は残存社員である。

負債を有する法主体が、裁判上の再生手続上の資金援助手続の適用を受けるための要件は、(i)2 年以上事業を継続をしたことを証明すること、(ii)破産手続開始決定を受けたことがないこと、又は、破産手続開始決定を受けたことがある場合には、当該破産に係る責任に関して裁判所の確定した免責決定を得ていること、(iii)再生申立て以前の直近の 5 年間に、裁判上の再生手続の利益を得ていないこと、及び(iv)業務執行者又は支配社員が、破産再生法で規定されるいずれの破産犯罪においても有罪判決を受けていないことである。

裁判上の再生手続開始の申立てが認められた場合、再生手続が有効である限り、強制執行を含む債務者に対して開始され得る全未払債務の支払いを求める法的措置が、即時に 180 日間中断する。

債務者は、裁判上の再生手続を実施する裁判所の許可があった日から 60 日以内に各種計画を裁判所に提出して、負債を有する法主体に関して提案された再生計画の実現可能性を証明しなければならない。

再生計画には、法主体が実施予定の再生方法及びその経済合理性に関する詳細な記載をしなければならない。また、法主体の状況を表した計算書類を添付しなければならない。

裁判外の再生は、債権者が債務者に対して開始する強制執行が中止されないという点で、裁判上の再生と効果が異なる。

5. 外国投資に関する規制

5.1 ブラジルにおいて外国投資を規制している法律を教えてください。

ブラジルにおいて外国投資を規制している基本的な法律は、1962年に制定され(法第4131号)、1964年に修正されている(法第4390号)。ブラジルの外国投資規制は安定しており、ブラジルが海外投資家を誘引しようとしている国家の意思を明確に示すものである。

ブラジル中央銀行(以下「中央銀行」という。)は、(i)ブラジル内に流入及びブラジル外に流出する外国資本(リスク資本及び貸付)の流れの日常的な管理、(ii)投資の登録に関する行政的な規則及び命令の制定、(iii)外国通貨送金の監視、(iv)本国への資金の送金の許可を担う機関である。中央銀行は、投資の巧拙について判断する権限を有さず、中央銀行に電磁的登録をされたリスク資本又は貸付から派生する資金の送金について制限することもできない。国際収支の赤字が深刻な場合、中央銀行は、一定の期間、資本の本国送還としての利益の送金を制限することができる。但し、この制限は、ブラジルの国際収支の問題が最も困難な状況となった時期においても、適用されたことはない。

通貨に対する外国投資は、公式には、正式に外国為替取引を承認された金融機関(商業銀行)を通じて供給されなければならない。外国通貨は、商業銀行との交換契約を通じてブラジル通貨に交換しなければならず、逆も同様である。

かつて、ブラジルでは2つの公式の市場相場(商業及び変動市場)が存在し、両者は中央銀行に規制され、監視されていた。資金の送金にあたっては、いずれか一方の市場を選択することが義務であり、当該選択は当該資金の送金の性質で決まっていた。

2005年3月、中央銀行は、両市場の差異を消滅させ、両市場を統合し、より柔軟な取引規則を制定した。その結果、現在は、ブラジルへの資金の送金及びブラジルからの資金の送金は、支払いの性質とは無関係に単一の為替市場を通じて行われている。

5.2 ブラジルで取り得る外国投資の方法を教えてください。

直接の現物出資及び貸付に加えて、外国投資は商品又はサービスの現地生産を意図した資産及び設備の出資によって行うこともできる。

投資(株式資本/リスク資本及び貸付)は、中央銀行に登録しなければならない。当該登録により、投資家に配当及び利息を送金する権利、資本を本国に送還する権利並びに通貨交換の商業為替レートを用いてその他の支払いをする権利が付与される。

外国投資の方法としては、直接投資のほか、金融資本市場(中央銀行への登録による特別な規制に従わなければならない。)を通じて、又は債券の発行のような他の種類の債務を通じて行うことも許容される。

5.3 現在の外国直接投資に関する政策を教えてください。

外国直接投資は、中央銀行のオンラインデータシステムである電磁的登録システム(SISBACEN Data System、以下「SISBACEN」)に登録しなければならない。

外国投資として中央銀行に登録される額は、(i)当初の投資(現金又は現物)、(ii)追加の投資(債務の資本化を含む。)、(iii)最終的な利益の再投資(ブラジル子会社の株主が海外で現金を受領する代わりに利益を再投資して自らの持分割合を増加する場合)の合計額である。この累積額が、資本抛出国への還流及びキャピタル・ゲイン課税の計算の基準となる。

負債(貸付又は債券)によって代表される外国投資についても、元本、利息及びその他費用の弁済を行うために、SISBACEN を通じて中央銀行に登録しなければならない。当該登録は、株式資本に代表される直接投資とは異なり、資金の流入がある前に登録しなければならない。

金融資本市場においてなされる投資についても SISBACEN を通じて中央銀行に登録されなければならない。当該登録は、外国投資家を代理する金融機関によってなされなければならない。

利益の送金

ブラジルの会社から外国投資家に支払われる利益は、現在、源泉税の対象とはなっていない。送金される外貨は、配当を決議した会社の行為、関連する財務諸表及び SISBACEN への配当登録を提示した上で、為替市場において商業銀行から直接、外国直接投資方式で購入しなければならない。当初の投資が上述の通りに中央銀行に登録されている場合には、中央銀行の更なる承認又は同意は必要ではなく、送金される総額に制限もない。

資本の本国送還

ブラジル子会社で損失が計上されていない限り、ブラジルに投資された外国資本はいつでも本国へ送金することができ、投資の最短期間の定めもない。

SISBACEN に外国直接投資方式で登録された投資額を資本を本国に送還する場合、課税対象とならず、

また、許可も不要である。ブラジル子会社が外国投資家に対し登録額を超えた送金を行う場合、登録額と送金額の差額は、原則として、キャピタル・ゲインとみなされ、通常 15%の源泉税の対象となる(当該税率は、投資家が租税回避地に居住する場合には 25%に増額される。)

中央銀行の不成文のルールに従えば、資本の全部又は一部の国への送還が投資の売却時に求められるときは、外国投資の(投資された会社の財務諸表に基づく)帳簿価格が、登録外貨投資総額と等価とみなされる。帳簿価格が登録外貨投資総額より低い場合、対外国への送金で帳簿価格を超える額は、キャピタル・ゲインとして中央銀行に解釈される可能性があり、その場合は通常 15%の課税対象となり得る。

5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような状況か教えてください。

中央銀行の規制権限に服する金融機関、保険会社及び他の事業体等、非常に限られた場合を除き、外国投資に関し、政府承認又は許可は必要とされず、最低投資額又は現地資本の参加に関する規制要件もない。但し、いくつかの活動領域に関しては、外国資本の参加が制限又は禁止されている。

ブラジルへの外国投資は自由に行うことができ、ブラジル資本に付与される待遇と同等の待遇を享受するが、以下のようないくつかの例外がある。

地方の不動産の取得

地方の不動産の取得が、(i)ブラジルに居住する外国人個人、(ii)ブラジルにおける活動を許可された外国の法主体、又は(iii)外国人個人若しくは外国法人が資本の過半数を保有するブラジル法人によってなされる場合に関しては、法 1971 年第 5709 号⁹及び規制令 1974 年第 74965 号が規律しており、主な内容は次の 3 点である。

- ・ 海外に居住ないし住所を有する個人又は法人は、地方の不動産を取得することが一般的に禁止されている。
- ・ ブラジルに居住する外国人個人、ブラジルにおける活動を許可された外国の法主体、又は外国人個人若しくは外国法人が資本の過半数を保有しているブラジル法人は、適用ある法律に規定される制限に関し、事前に公的機関から正式な許可を得た場合に限り、地方の限定された不動産を購入することができる。
- ・ 上記の許可が得られるかどうかは、所轄の機関が、当該不動産において行われる農業、牧畜、産業又は植民プロジェクトについて許可を与えるかどうかによる。

法 1971 年第 5709 号が定める主な制限は、以下の通りである。

⁹ 法第 5709 号は修正されている。Diário Oficial da União [D.O.U.](ブラジル連邦官報), October 7, 1971.

- (i) 外国人個人が、3 地方単位¹⁰を超え 50 地方単位未満の不動産を取得する場合には、国立植民農地改革院(Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária、以下「INCRA」という。)の許可が必要とされる。
- (ii) 同一州(Município)内の不動産のうち 25%を超えて、外国人個人、外国法人又は外資が過半数を占めるブラジル法人に保有されてはならない。
- (iii) 上記(ii)の制限に従い保有を許される同一州の不動産のうち 40%を超えて、同一国籍を有する外国人個人、外国法人又は外資が過半数を占めるブラジル法人に保有されてはならない。
- (iv) 上記(ii)及び(iii)の法定制限を超えて取得する場合には、ブラジル国会の許可が必要とされる。

なお、外国に居住する外国人個人は、ブラジル国内の不動産を取得することが許されない。

上記の許可の申請は、INCRA に対し、(i)当該不動産に関する資料、(ii)不動産の取得を希望する法人に関する資料、(iii)当該不動産において実施することが予定されているプロジェクトに関する資料を添付してなされなければならない。

また、ブラジルに居住する外国人個人、ブラジルでの活動を許可された外国の法主体、又は外国人個人若しくは外国法人が資本の過半数を有するブラジル法人による国境沿いや沿岸地方の不動産の取得に関しては、対象不動産の面積により、INCRA 又はブラジル国会の許可を取得する必要がある。国防に関する判断される場合には、国防省の許可も必要となる。

新聞及び放送

非居住者による経営は禁じられており、非居住者による保有は、会社の総資本の 30%に制限される。

銀行及び保険業

新規に外資系の銀行及び保険会社を開設すること、又はブラジルで既に事業を遂行している外資系の銀行の支店を開設することは、金融活動を規制する新法が制定されるまでの間、禁止されている(但し、投資を許可する旨の大統領令を得た場合は、これを行うことができる。)

5.5 外国企業は、ブラジルに完全子会社を設立することができるか教えてください。

可能である。具体的な規制等に関しては上記 5.4 参照。

¹⁰ 「地方単位(rural unit)」とは、同種の経済的及び生態学的な特徴を有する領域ごとに、当該領域で可能な農業利用の種類に関して決定される測定寸法をいう。

5.6 規制当局の認可を取得するにはどれくらいの時間を要しますか。

上記 2.3 参照。

5.7 外資による不動産所有に規制は存在しますか。

上記 5.4 参照。

6. 労働法

6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制について教えてください。

ブラジルにおける雇用関係は、主にブラジル憲法及び統一労働法(以下「CLT」という。)によって規律されている。

CLT は、1943 年に制定されたが、ブラジルの法律制度は、長年にわたり、特定の事項を規律する法律、命令及び規則の制定により修正されてきた。1988 年に制定された新しいブラジル憲法により、CLT に新しい労働者の権利が新設された。

また、これら以外の規律として、(a)団体交渉及び労働協約、(b)高等労働裁判所の先例、(c)労働・雇用省が定める基準がある。

ブラジルの労働法制度の最も大きな特徴の 1 つとして、労使間の私的交渉に先んじて法令が幅広く労使関係を規律していることがある。しかしながら、労使間の交渉が、結果的に団体交渉及び労働協約に至った場合には、より柔軟な規律及び規則たる強力な代替策となる。

6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

ブラジル憲法で定められている通り、ブラジルにおける法律上の 1 日当たりの労働時間は 8 時間であり、週の労働時間の上限は 44 時間(平日は 1 日 8 時間、土曜日は 4 時間)である。食事休憩は、1 日 6 時間を超えて働く予定の労働者の場合、最低でも 1 時間、最長 2 時間とされているが、1 時間与えられることが最も一般的である。

法律又は契約で定められた通常の勤務予定を超過した労働時間は時間外労働となる。時間外労働は 1 日当たり 2 時間を超過することはできない。

一般的に、ブラジルの会社では、月曜日から土曜日(1 日 8 時間)までの毎週の勤務表を(法律又は契約上)

作成している。土曜日の勤務予定時間は、当該週の時間外勤務と相殺することができ、この場合、使用者は時間外手当の支払いを免れる。当該相殺については労使間において書面で定める必要がある。

特定の活動をする場合又は会社が労働・雇用省から文書で許可を得た場合を除き、日曜日又は祝日の労働は法律で禁止されている。日曜日又は祝日に労働した場合には、他の平日と相殺することができるが、当該趣旨の契約が締結されている必要がある。

代休が補償されない場合、日曜日及び祝日における労働時間に関して、通常の賃金の倍額(労働協約でそれより高い割合が定められている場合にはその割合による金額)が支払われる。

6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

ブラジルの労働法上、以下の場合には雇用契約を終了することができるかと規定されている。

無理由の解雇

使用者は、雇用の安定性が保障されていない労働者(法律により雇用の安定性が保障されている例として、妊娠中の労働者、災害防止内部委員会の対象となる労働者、労働組合の指導者、労働災害による休職から復帰した労働者等、労働協定による例として、退職前の労働者等)に対しては、理由なく解雇することができる。使用者が理由なく雇用契約を終了したい場合、労働者に対し、当該労働者の雇用期間に応じて 30 日から 90 日前に予告しなければならず、その期間、労働に従事させるか、労働を免除して補償することとなる。なお、労働協約によっては、より長い予告期間を規定することもできる。

予告期間中に労働者を労働に従事させる場合、労働者には、通常の終業時間の 2 時間前に退社することや、予告期間の終了から遡って 7 日間連続して休暇を取得することが許されている。労働者は、いずれの選択肢を選択するかについて、解雇通知が交付された際に明示しなければならない。

解雇予告状の交付は特に推奨されるべき手続である。解雇手当は、(i)解雇予告の代わりに支給される場合には解雇日から 10 日以内に、(ii)解雇予告を行う場合には予告期間の最終日の翌日までに、支払わなければならない。

また、労働者は、当該労働者が他の会社で就業できるか確認する目的で、退職健康診断を受診しなければならない。上記健康診断は、雇用契約の終了が担当労働組合又は地域労働事務所に承認されるまでに実施されなければならない。1 年以上働いた労働者の解雇をする場合に義務づけられている。

理由付きの解雇

理由付き解雇は、労働者の法律上又は契約上の義務違反を理由として、使用者が既存の雇用契約を終了

させることができるというものである。

解雇理由を構成する行為は、CLT 第 482 条に規定される場合に従い、以下のように分類される。

- ・ 不正行為
- ・ 自制の欠如又は不適切な行為
- ・ 自己の計算若しくは第三者のためにする日常的な交渉であって使用者の許可を得ていないもの、又は使用者のビジネスと競業するもの若しくは労働者の業務を阻害するもの
- ・ 終局判決における実刑判決
- ・ 職務遂行の怠慢
- ・ 習慣的飲酒又は勤務時間中の飲酒
- ・ 使用者の営業秘密及び秘密情報に関する権利の侵害
- ・ 無秩序及び反抗行為
- ・ 職務放棄
- ・ 勤務時間中に行われる他人の名誉や評価を害する行為又は物理的暴力行為。但し、自己又は第三者のための正当防衛である場合は除く。
- ・ 使用者若しくは上司の名誉や評価を害する行為又は同人に対する物理的暴力行為。但し、自己又は第三者のための正当防衛である場合は除く。
- ・ 恒常的な賭博行為

使用者は、解雇理由と考えられる行為の未確認情報を得た場合又はそれが疑われる場合は、(弁護士に) 法的助言を求めるべきである。使用者は、労働者による義務違反と考える可能性があるが、証拠次第では、当該義務違反に基づく正当な理由のある解雇として正当化できない可能性があるからである。

理由付き解雇の場合、使用者は、労働者の不正行為について完全かつ疑う余地のない重要な証拠を取得することが重要である。それができない場合には、当該解雇は裁判所において争われ、労働者が無理由で解雇された場合と同様に、解雇労働者による解雇手当差額請求、精神的損害賠償の請求の原因となり得る。

一方で、労働法によれば、労働者は、使用者の不正行為により雇用契約を解除することができる。以下の場合には、無理由解雇に適用されるのと同様の解雇手当を請求することができる。

- ・ 労働者に要求される作業が、当該労働者の能力を超えており、法律で禁止されており、適切な行為と相反し、又は雇用契約の条項に含まれていない場合
- ・ 労働者が、使用者や上司に過度に厳しく扱われる場合
- ・ 労働者が、傷害を被る明白な危険な状態にある場合
- ・ 使用者が、雇用契約上の義務を遵守しない場合
- ・ 使用者又はその代表者が、労働者又はその家族の構成員の名誉又は評価を害する行為を行う場合
- ・ 使用者又はその代表者が、労働者に対して物理的暴力を行使する場合。但し、正当防衛の場合を

除く。

- ・ 使用者が、労働者の業務をその月給額に相当程度影響される程度にまで減少させる場合(出来高により報酬が与えられる場合)

労働者の辞職

労働者は、自らの意思で辞職できる。その場合、労働者は自筆の辞表(法律上の形式である。)を提出する。労働者は使用者に対して 30 日前に予告しなければならず、使用者は、当該期間中、労働者に労働を免除するか否かを定めることができる。

他の終了事由

雇用契約が終了するその他の事由は、(i)労働者の死亡、(ii)会社の消滅、閉鎖、又は(iii)会社及び労働者の相互の責任によるもの、その他である。

これらの事由の主な違いは、支払われる解雇(退職)手当の金額の差にある。

6.4 休暇の付与や公休日について法律の定めはありますか。

各 12 ヶ月(休暇取得期間)の勤務をすると、労働者は翌休暇取得期間が満了する翌 12 ヶ月の間に最大 30 暦日の有給休暇を取得する権利を有する。

それに加え、労働者は月給の 3 分の 1 に相当する休暇賞与を受領する権利を有する。

休暇期間の正式な承認は、少なくとも 30 日前に、正式な書面で労働者に通知されることになる。労働者は、上記通知を受領する必要がある。休暇期間は、労働者の労働者手帳(Employment Booklet)に注記され、個人記録手帳にも注記される。

休暇期間は、使用者の利益を最も害さない時期に与えられるが、同一の使用者に雇用されている家族の構成員がいる場合、労働者が同一期間に休暇を取得することを希望し、それが使用者の損失にならない場合には、同一期間に休暇を取得することができる。

休暇が各休暇取得期間に続く 12 ヶ月以内に付与されない場合、使用者は有給休暇の間、2 倍の給与を支払わなければならない。

使用者は、労働者が休暇を取得する 2 日前には、休暇期間給与及びブラジル憲法が規定する月給の 3 分の 1 の休暇賞与を支給する必要がある。

使用者は、「集团的休暇」(会社の労働者の全グループが同時に関わる休暇)を承認することもできる。「集团的休暇」は全社又は会社若しくは集団のいくつかのセクターに適用され得る。

集团的休暇の承認は、義務的なものではなく、休暇を承認する当事者による一定の管理行為の実施が必要である。これらの手続は、基本的に、承認される休暇に関するいくつかの通知、さらに労働権に関する一定の支払いが適用されることになる。

これに関連して、使用者は、少なくとも 15 日前に、休暇期間の開始日及び終了日、当該休暇が適用される集団又はセクターを、労働・雇用省の地方事務所に報告する必要がある。使用者は、同様に少なくとも 15 日前に、各職業カテゴリーを代表している組合に報告し、さらに、各事業所に休暇に対応する通知を貼り出す。

祝日

ブラジルには、国、州及び市町村の祝日がある。法律により、労働・雇用省の事前の許可がない限り、祝日の労働は禁じられる。祝日に労働した場合には、平日の代休で補償する旨の合意により、平日の代休で補償することができる。補償しない場合には、会社は追加で 100%の割増報酬を支払わなければならない。これらの割合は、適用される労働協約、雇用契約又は会社の慣行の結果として、より高いものとなってもよい。

6.5 雇用契約において、競業禁止条項のような制限条項を定めることはできますか。

できる。最も一般的な制限条項は、以下の通りである。

競業禁止

競業禁止規定は、ブラジルの法体系で大きな論争の的となっている。労働裁判所は、ブラジル憲法、特に労働の自由に関して規定される原則に基づき、雇用終了後に競業者のために労働することを禁じる条項を含むいかなる合意も、ブラジル憲法によって承認された労働者の労働の自由を制約する契約上の条件と考え、当該条件は無効な条件であると決定した。

上記にもかかわらず、民事裁判所では、既に、期間、地域、主要なビジネスについての合理的な制限、競業禁止に対する合理的な経済的補償を規定する競業禁止誓約条項の有効性に関して、有効との立場と明らかに親和的な判断を出している。経済的補償として、相当と考えられている金額は、非競業期間に労働者の月給又は賃金を積算したものである。

秘密保持

知的財産権法を除き、雇用関係又は契約関係の結果として会社の秘密情報の開示を違法な競争としてみなす秘密情報を取り扱う特定の法律は、ブラジルには存在しない。

それにもかかわらず、秘密保持義務は、労働者が雇用関係中に遵守することを期待されている忠実義務を根拠として存在する。

忠実義務の範囲は相当広範に及び、使用者の秘密を守る等の労働者の義務を含む。

使用者は、内部指針又は雇用契約の特定の条項によるかを問わず、秘密保持に関し秘密情報の保護を実施するために、規則及び要件を制定することができる。

雇用期間中及び雇用終了後の秘密保持義務条項も有効である。労働者による秘密保持義務違反があった場合には、使用者は、秘密保持義務違反を主張するために、当該違反に関する強固で重要な証拠を有さなければならない。

勧誘禁止(他の労働者の引抜き禁止)

ブラジルには、勧誘禁止を取り扱う特定の法律はない。そのため、使用者が、労働者に対して勧誘禁止義務を課したい場合、内部指針又は雇用契約の特定の条項によって定める必要がある。

雇用期間中及び雇用終了後の勧誘禁止条項も、有効であると考えられる。労働者による勧誘禁止義務違反があった場合には、使用者は、契約上の義務違反を主張するために、当該違反に関する強固で重要な証拠を有さなければならない。

6.6 雇用契約で、労働者を短期間だけ雇い入れることは可能ですか。

使用者は、労働者に労働を強制することができない。労働者は、いつでも辞任できるからである。会社が、特定の期間のみ、労働者に労働をさせることを企図する場合には、定期契約を締結することができる。

労働法によれば、一般的な雇用ルールとして、雇用契約を不定期又は定期で締結することができる。定期雇用契約は、(a)その性質上又は一時的な必要性により、労働期間を事前に決定することを正当化する労働、(b)一時的企業活動、(c)雇用契約の試用期間、の場合にのみ適用可能である。

定期雇用の労働者は、通常の労働者と同様の権利を有する。但し、契約上、契約の終了が予定されている結果として、予定された期間内に契約が終了した場合には、当該労働者に支払われる解雇手当は、通常の労働者の解雇手当と比べて使用者にとって負担が少ないものとなるものと思われる。

定期雇用契約を実施する場合、以下の規則を遵守しなければならない。

雇用契約が存続する最長期間: 2年を超えることができない。

- ・ 延長: 2年より短い期間が定められた場合には、1回のみ延長が許され、最長で2年に限られる。
- ・ 複数の延長: 契約期間が2回以上延長される場合には、不定期契約として有効。
- ・ 契約の中途解除: 使用者が契約を途中で解除する場合には、使用者は、契約終了日から契約の本来の予定終了日までの報酬相当額の半額を労働者に補償しなければならない(規定された期間満了前に労働者に契約を解約する権利を付与する条項がない場合にのみ適用される。)
- ・ 労働者による無理由の中途解除の場合には、労働者はそれに伴う損失(労働者が同一の条件で受領することができた金額に限られる。)を使用者に補償しなければならない。
- ・ 雇用契約期間の存在を、労働者手帳に記録しなければならない。

6.7 女性労働者は、産休を取得することが認められていますか。

出産した労働者は、120日の有給休暇をとる権利を有する。労働者は、子どもの出産予定日の4週(28日)前に休暇をとらなければならない。例外的な場合においては、この期間を延長することができる。

母親の産休の福利厚生は、社会保障負担を基礎として考慮し、会社から支払われる。後日、会社が、支払われた金額と給与から社会保障に支払う額を相殺する。

近時制定された法律によれば、使用者は、母親の産休期間をさらに追加で2ヵ月間延長することができる。但し、使用者は、この追加期間の間、労働者の給料を支払う。この福利厚生を労働者に付与する使用者は、税務上の特典を受ける権利を有する。

6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

ブラジル法上、父親は、通常、子どもの出生日の翌日から5暦日間、又は、出産当日に欠勤していた場合には同日から5暦日間、有給育児休暇を取得する権利を有する。

6.9 ブラジルの会社がその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような要件を満たす必要がありますか。

労働法の観点から、ブラジルにおける株式(ストック・オプション、株式の購入、制限付株式単位等)の発行は、大きな論争の最中で、株式の取引から生じる金銭的な収益が受益労働者の報酬の一部であるかどうかについて、労働裁判所においていまだに決着がついていない。

ストック・オプション・プランへの参加から生じる利益が給料の一部であると理解する論者は、高等労働裁判所(TST)の決定に基づき、労働者又は労働者役員に提供される(完全に、又は部分的に支給される)全ての利益が労働及び社会保障目的のために報酬に統合されるべきと主張する。

当該利益が給料でないと理解する論者は、当該利益は資本市場で得られたもので、使用者によって直接支

払われたものではないと主張する。彼らは、特定の規則に規律されるビジネス上の契約に類似した契約であると主張する。

この意味では、株式購入プラン及びストック・オプション・プランに参加することから生じる労働者の利益は、(a)雇用契約とは異なりビジネスの性質を有する取引に関するもので、(b)取引は、費用がかかるものであり(労働者はプランに参加し、購入された株式の代金を払い、株式仲介人の手数料を負担しなければならない。)、(c)労働者によって得られる利益は、直接的には、彼らが提供する役務とは関連がなく、むしろ資本市場における株式価値の変動と関連しており、(d)株式取引から生じた利益を得た場合には、対応する額は、使用者ではなく資本市場から支払われるという条件であれば、給料の性質を有さない。

上記の観点から、その性質と同様に、当該株式発行に関する規則と特定のプランを有することは、それらがどのように扱われるかに関する将来の争いを避けるために重要である。

6.10 ブラジルの会社の従業員は、外国会社の従業員ストック・オプションの付与を受けられますか。

ブラジルの会社の労働者は、外国会社のストック・オプションを受けられることができる。但し、外国会社の株式計画に参加するという労働者の決定は、株式計画への参加の受入れは個人の決定であること、当該参加は個人の雇用契約の範囲外であること、個人の補償、報酬、履行に対する拘束力はないことを、(外国会社発行の)特定の文書に記載しなければならない。

6.11 従業員ストック・オプションは、税制上の優遇措置を受けることができますか。

課税の観点については、ブラジル法によるストック・オプション・プランである場合、オプションの付与はブラジルにおける課税事由とはならない。現在のところ、(付与時は)課税されず、株式の売却時にのみ課税される。

ブラジル法によれば、個人は、現金を基準に課税される。つまり、このことは、会社による単なるストック・オプションの付与又は労働者によるそのオプションの行使は、課税事由にはならないことを意味する。一般に、課税事由は、労働者が株式を売却して利益が現実化したとき、又はその者が株式保有を理由として所得を得た場合にのみ生じる。

7. 知的財産

7.1 ブラジルではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

ブラジルにおける知的財産権保護は、商標、特許、工業デザイン(意匠)、ソフトウェア、著作権、地理的表示、集積回路の回路配置、植物品種(栽培品種)及び不正競争の防止の保護を含む。

商標

ブラジルにおける商標は、法 1996 年第 9279 号(以下「ブラジル工業所有権法」という。)により規制されている。ブラジル特許商標庁(BPTO)に登録するためには、商標が法に適合し、視覚的に認識可能で、新しいものでなければならず、既存の出願・登録と類似・同一でないこと、さらに、ありふれた表現すなわち一般的な表現でないことが必要である。

商標登録は 10 年間効力を有し、更新により 10 年間延長することができる。更新する場合は、登録有効期間の最後の 1 年間(通常期間)に、又は通常期間の経過後 6 ヶ月以内(特別期間)に超過料金を支払い、請求しなければならない。ブラジル工業所有権法は、商品又はサービスに関する商標、証明商標及び団体商標に関して法的保護及び登録を規定する。

ブラジルは、2000 年 3 月 1 日に、ニース協定で承認された通り、「標章登録のための商品及びサービスの国際分類」を採用した。これらの新しい規則のもとでは、出願商標と関係のある商品及び/又はサービスが特定されなければならない、区分に列挙される全商品及び/又はサービスといった包括的な指定は許されない。

ブラジルにおける商標の保護は、商標を BPTO に登録することにより得られる。但し、ブラジル工業所有権法はこの規則に例外を導入している。その例外とは、サービスマークを含む周知商標に関するものである。周知商標は、ブラジルでの登録の有無を問わず、特別の保護が与えられる。この規定は、ブラジル国内ではなく、ブラジル国外で登録された周知商標の保有者を商標権侵害から保護することを目的としている。これにより、登録の有無とは無関係に、周知商標の保護を長期間にわたり果たしてきたパリ条約第 6 条の 2 の保護を補強した。

ブラジルは、パリ条約の調印国である。従って、他の調印国の適切な政府機関に登録された商標は、ブラジル国内での登録及び保護を受ける際に優先権がある。但し、パリ条約で規定されているとおり(外国における出願から 6 ヶ月以内に)、外国の保有者が優先権の主張をせずにブラジルで商標登録を申請する場合、ブラジルでの申請前の一定期間については、パリ条約による優先権保護は与えられない。

商標登録は、登録の日から 5 年間使用されない場合又はその使用が 5 年以上の連続した期間中断された場合には、法律上の利害関係を有する者が提起した失権手続により消滅する。

特許

ブラジル工業所有権法は、2 種類の特許を設定している。すなわち、特許発明及び実用新案である。両方の特許の種類に関して同法は、特許の付与対象となる物ないし方法が、発明過程の中で新規性を有すること、産業上利用可能性を有することを必要とする。

発明は、それが「技術水準」(ブラジル国内又は国外で、出願又は優先日以前に文書又は口頭で公衆が利用可能な全データ及び情報を含む。)に包含されないとき、「新規性」があると認められる。これにはブラジル国内及び国外の特許の内容を含む。

特許の保護は、特許を BPTO に登録することによって得られる。登録は、特許発明に関しては出願日から 20 年間、実用新案に関しては出願日から 15 年間効力を有する。いずれの場合にも、BPTO が司法行為又は不可抗力により特許の審理ができなかったことを証明できない限りは、特許が実際に付与される期日から起算して、特許発明に関しては 10 年間以上、実用新案に関しては 7 年間以上存続するとされている。

特許出願は、18 ヶ月間は非公開とされる。非公開期間が終了すると、BPTO は工業所有権公報に特許出願を公開する。公開以降、利害関係を有する者は、特許出願の写しを要求することができる。特許出願人は、先行特許公開の申請をすることができ、その場合は非公開期間が 18 ヶ月間より短くなる。かかる公開以降、出願人は、当該公開の時から 36 ヶ月以内に出願審査開始請求をしなければならず、請求しない場合は特許出願について拒絶査定が確定するという不利益がある。

出願人又は特許権者(特許が既に承認されている場合)は、特許出願日後 3 年目の初めから有効期間満了まで、特許年間維持料を支払わなければならない。

特許権者は、当該特許に関して第三者に強制実施権が付与される可能性を避けるため、特許の付与日から 3 年以内に、ブラジル領域内で、特許を実施しなければならない。また特許は以下のいずれかの場合には強制実施権の対象となる。すなわち、(i)特許権者がブラジル国内で不正な方法でその権利を行使する場合、(ii)適用される法や行政・司法判断によれば、特許権者が経済力を濫用するために特許権を使用する場合、又は(iii)特許製品の売上がブラジル市場の要求水準を満たさない場合、である。

ブラジルが特許協力条約(PCT)のメンバーであり、同条約がブラジルにおいて 1978 年 4 月 9 日に発効していることは重要である。PCT 出願でない場合(ブラジルに直接出願され、PCT ルートを経ない出願)には、従前の特許出願手続が適用される。

工業デザイン(意匠)

製品に適用可能な物の装飾的な形状又は外観及び色の装飾的な組合せで、新しい視覚効果が結果として生じるものが、工業デザイン(意匠)として認められる。

工業デザイン(意匠)の承認は、特許とは対照的に、BPTO による実体に関する事前審査の対象とはならない。登録申請が全て法定要件に従っている場合、意匠登録は BPTO により直ちに公表され承認される。但し、申請者は、いつでも、BPTO によって工業デザインの新規性及び独創性に関する審査を請求することができる。

登録は出願日から 10 年間効力を有し、5 年を単位として 3 回の期間延長をすることができる。

ソフトウェア

ソフトウェアは法 1998 年第 9609 号(以下「ブラジルソフトウェア法」という。)により規制されており、当該法律はソフトウェアの著作権保護に関する規定及びソフトウェアの販売に関する規則を含む。

「ソフトウェア」又は「コンピュータープログラム」は、特定の方法かつ特定の目的のために動作させる、デジタル又はアナログ技術に基づくデータ、デバイス、周辺機器及び装置を取り扱う自動機器に必ず供される性質を有する物理的媒体(メディア)に内蔵された、自然言語又はコード化された言語による組織化された指示の表現であると定義される。

上記法律によれば、ソフトウェア・プログラムに関する著作権者保護は、ソフトウェアが公開された翌年の 1 月 1 日から 50 年間、公開されなかった場合には、ソフトウェアの作成日から 50 年間付与される。

外国人に対する保護については、上記法律は国際的相互主義を適用する。ソフトウェアが作成された国において同等の権利がブラジル人に付与される限り、ブラジル外に住所を有する外国人に対しても、法的保護が拡張される。

上記法律は、ソフトウェアの著作権は、登録の有無にかかわらず保証されている旨規定する。但し、著作権者は、民事訴訟手続における立証責任の転換を可能とするため、BPTO にソフトウェアの登録を求めることができる。登録は、公開又は非公開で請求することができる。

最後に、上記法律によれば、労働者又は受託者がソフトウェア開発のために雇用された場合又はソフトウェアの開発がその者の労務の成果である場合、ソフトウェアは使用者又は開発委託契約当事者に帰属する。但し、ソフトウェアが労働者又は受託者の活動に関連した義務から完全に独立している場合には、労働者又は受託者がソフトウェアの単独の保有者としての権利を与えられる場合もあるものと考えられる。

著作権

著作権は、法 1998 年第 9610 号(以下「著作権法」という。)によって規制されており、インスピレーションによる全創造的作品を保護し規制する。加えて、ブラジルは二大国際協定であるベルヌ条約及びジュネーブ条約の調印国である。

著作権の保護は、有形の表現形式による著作権者の原作、例えば書籍、書簡、会議、作曲、映画作品、写真、翻訳並びに原著作物、図面、絵画、版画、彫刻の変形及びその他の有形の形式に及ぶ。

著作者は極めて固有かつ個人的な性質の権利を有し、その権利はブラジル法のもとでは第三者に譲渡す

ることができず、著作者自身によって放棄することもできない。これらの権利は「著作者人格権」と呼ばれており、基本的には、創作を改変する権利や、創作者の評価や印象を害する状況が生じた場合に当該創作が流通するのを差し止める権利の他、当該創作の創作者としてその名称を創作と関連させること、創作の同一性を保持すること、改変に異議を申し立てることなどの著作者の権利に及んでいる。但し、著作者は当該作品を利用して経済的利益を得る権利(経済的権利)を第三者に譲渡することができる。経済的権利の譲渡は、書面で行わなければならない、譲渡が行われる条件を特定しなければならない。

著作権の保有は、作品の著作権者に(又は共同創作の場合には創作寄与者に)与えられる。著作権を有する作品は、著作者の生存中及び著作者の死後最初の 1 月 1 日から 70 年間存続する。作品が 2 人以上の著作権者によって創作された場合には、70 年間の存続期間は最後に生存している共同著作権者の死後開始する。

著作権の登録は、保護を得るための必要条件ではない。しかし、著作権登録は、著作権侵害を防止するのに有用であり、訴訟において著作権者である旨の証拠となる。著作権者は、自らの作品の性質に応じて、その専門の団体に自己の作品を登録することができる。

地理的表示

地理的表示とは、特定の製品の、発生、生産、製造の中心として、又はサービスの提供地として知られるようになった、国、市、区又は当該領域内における地域の地理的名称をいう。ブラジル工業所有権法は、地理的表示に関する定義を含まないが、地理的表示の種類である「原産地表示」及び「原産地呼称」を規定する。地理的表示は、BPTO が定める登録条件に従って登録することにより保護される。

集積回路配置

集積回路(チップ)の詳細配置図(レイアウト)の保護は、法 2007 年第 11484 号により規制され、セミコンダクター産業及びデジタルテレビ装置産業における技術的發展を促進するための政策であった。集積回路は、BPTO の登録がある場合に限り保護される。権利保護期間は、出願日又は使用開始のいずれか早い日から起算して 10 年間である。ある集積回路配置が BPTO への出願に先立ちブラジルで商業的に使用されている場合には、その保護期間は最初に商業的に使用された時から起算した 10 年間となる。

植物品種

植物品種の保護の権利は、法 1997 年第 9456 号(植物品種法)の条項に従い制定された。同法第 2 条によれば、「植物品種に関連する知的財産権の保護は、植物品種保護証明書の付与により効力を生じる。植物品種保護証明書は、あらゆる法的目的のために動産(chattel)とみなされ、ブラジルにおいて植物又はその一部の生殖若しくは増殖の無断使用を防止するための権利及び植物品種の保護に関する唯一の方式とみなされる。」とされる。

農務省の植物品種保護局(ブラジルの略語で SNPC)は、植物品種の保護を管轄する。植物品種を商業化するためには、植物品種国家登録局(RNC)での登録が必要である。

植物品種の保護期間は、保護期間が 18 年である果樹、森林樹、観賞樹、つる植物を除き、植物品種保護証明書の付与から 15 年である。

権利の保護期間が満了すると、植物品種は公共財産となり、その自由な利用を妨げることはできなくなる。

不正競争

不正競争は、取引先需要者に誤認混同を引き起こすという目的を伴った活動の実行により、自由で公正な競争原則に違反するものである。民事上及び刑事上の制裁を規定するブラジル工業所有権法により禁止される。

7.2 ブラジルが締約国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

ブラジルは、知的財産権に関する以下の国際条約の締約国となっていない。

知的財産保護(に関するもの)

- (i) ブリュッセル条約¹¹
- (ii) 特許法条約¹²
- (iii) 商標法に関するシンガポール条約
- (iv) 商標法条約
- (v) ワシントン条約
- (vi) 著作権に関する世界知的所有権機関条約-WCT
- (vii) 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約-WPPT

グローバルな保護体制(に関するもの)

- (viii) ブダペスト条約
- (ix) ハーグ協定
- (x) リスボン協定
- (xi) マドリッド協定(標章)

¹¹ ブラジルは 1974 年 5 月 21 日に署名したが、現在に至るまで批准されていない。

¹² ブラジルは 2000 年 6 月 2 日に署名したが、現在に至るまで批准されていない。

(xii) マドリッド協定議定書

(国際)分類(に関するもの)

(xiii) ロカルノ協定

(xiv) ニース協定

(xv) ウィーン協定¹³

7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会や他の競争当局のような公的機関による規制やガイドラインは存在しますか。

後述するように、技術移転契約の BPTO への登録に関する規則/ガイドラインがある。

一般に、技術契約(特許の使用/実施、商標の使用、技術供与又は技術援助)は、以下の目的のため、BPTO の承認及び登録を経なければならない。

- ・ ロイヤルティーの海外送金。この場合、契約は中央銀行にも登録されなければならない。
- ・ ブラジルの所得税上の運営費用としての支払控除。この場合も、中央銀行への登録が必要である。
- ・ 第三者に対する義務の執行。

さらに、BPTO は、競争に影響を及ぼし得る産業財産権に関する濫用を非難する目的の下、2010 年 6 月 7 日、経済防衛行政評議会(「CADE」)及び連邦政府との間で協働協定を締結した。これにより経済秩序を守るための運営上及び技術上の協力が促進されている。

商標ライセンス

商標をブラジルでライセンス(使用許諾)対象とするためには、ブラジルでの登録又は出願が必要である。許諾対象商標は、契約で(出願番号も含め)明示的に特定されなければならない。BPTO は(対象商標についての)一般的な記載を許容していない。

商標ライセンスがグループ会社内の契約である場合には、ロイヤルティーは、当該商標によって識別される商品及びサービスの純売上高の 1%を上限とする。また、ロイヤルティーの支払いはブラジルで正式に登録された商標についてのみ許される。

¹³ ブラジルは 1973 年 12 月 11 日に署名したが、現在に至るまで批准されていない。

特許ライセンス

特許をブラジルでライセンス(使用許諾)とするためには、ブラジルでの登録又は出願が必要である。許諾対象特許は、契約で(出願番号も含め)明示的に特定されなければならない。BPTO は(対象特許についての)一般的な記載を許容していない。

特許ライセンスがグループ会社内の契約である場合、ロイヤルティーは、事業分野に応じて、特許により保護される製品の純売上高の 1%から 5%に限られる。

また、ロイヤルティーの支払いはブラジルにおいて登録された特許にのみ許される。但し、特許出願書類が発行された後、契約書の BPTO への提出日に遡及して支払うことが可能である。

技術移転

技術移転及び技術援助の契約(機器修理に関してテクニカルサービスを提供するための契約、又は、特定の技術的ノウハウが契約当事者に移転されるような契約)に関する法規制は、産業財産法及び BPTO が発行するいくつかの規制によって基本的に網羅されている。

ブラジル当事者による技術使用に関するブラジルのルールの基本的考え方は、技術は、ブラジルの当事者への「ライセンス」ではなく「移転」の対象になるということである。すなわち、技術は「売却」され得るが、「ライセンス」されることはできないというものである。

技術提供者は、技術の「売却」の対価として、契約期間中は、一定の料金を得ることができる。しかし、技術受領者は、契約期間の満了後は、技術を自由に使用することができるべきである。同じ理由で、BPTO は通常、技術受領者が不確定の期間秘密を守らなければならない義務を負うことを許容せず、特許化されていない技術について技術受領者の契約期間満了後の使用を制限する条項に疑問を呈している。但し、技術受領者が技術提供者に対して全額を支払済みであり、受領者の不履行により契約が解除されたものでない場合には上記に限らない。

関連する企業当事者間で契約が締結される場合、ノウハウに関するロイヤルティーは、事業活動の分野に応じて、技術により保護される商品及びサービスの純売上高の 1%から 5%に限られる。

BPTO は、伝統的には、5 年間の技術移転契約を承認してきた。料金の支払いは、税務上の控除と同様に契約期間である 5 年間に制限される。かかる期間は、延長に関する合理的な正当事由がある場合、BPTO の承認により、さらに 5 年間延長することができる。

ソフトウェアライセンス

ソフトウェアライセンスは、ソースコード及び関連するマニュアル並びに資料をライセンシーが入手可能としていない限り、BPTO による承認及び登録の対象とはならない。ソフトウェアライセンスに対する支払いについて、法律により決められた制限はない。

フランチャイズ契約

1994 年 12 月 15 日に制定された法第 8955 号(以下「フランチャイズ法」という。)第 2 条によれば、フランチャイズとは、フランチャイザーがフランチャイジーに対して、商標や特許を使用する権利を、商品・サービスを独占的又は半独占的に供給する権利とともに、場合によっては事業の確立・運営に関連する技術やオペレーティングシステムを使用する権利も含めて、対価と引き代えに許諾する、あらゆるシステムをいうものである。「商業的フランチャイズ」の場合には、フランチャイジーの労働者とフランチャイザーとの間の雇用関係を(許諾対象から)明確に排除する。

フランチャイズでは、フランチャイズ契約の署名又はフランチャイジーからフランチャイザーへの手数料の支払いの遅くとも 10 日前までに、フランチャイザーは、フランチャイジーに、ビジネスに関する一般情報、フランチャイズビジネスを行うためにフランチャイザーとフランチャイジーに必要な能力に関する情報その他の情報を含む契約申込み文書(offer circular)を、交付しなければならない。

フランチャイザーが、必要な当該開示文書の提供を、契約締結又はフランチャイジーによる金銭支払いの 10 日前までに怠った場合には、契約は無効となる可能性がある。また、フランチャイザーは、フランチャイズ契約関連でフランチャイジーから支払われた金銭の全額の返金に加えてフランチャイジーが被った損害の賠償をするという罰則が課される。このように、現地法が法的義務の不履行に厳しい罰則を課していることから、フランチャイザーは、当該規定の遵守のため慎重な姿勢をとる傾向がある。

BPTO は、必要な場合に海外への支払送金を認めるために、フランチャイズ契約を登録しており、所得税上の目的から、フランチャイジーが当該契約に関連する支払いを控除することを認める。

ブラジルの産業財産法によれば、BPTO へのフランチャイズ契約の登録は、第三者に対する契約の有効性主張のためにも必要である。

8. 為替管理

8.1 ブラジルに持ち込む又はブラジルから持ち出すことができる現地通貨又は外国通貨の量に制限はありますか。

ブラジルリアル又は外国通貨は、ブラジルへの持ち込みについて金額の制限はなく、また、海外送金につい

て、中央銀行の事前許可も不要である。

但し、5.1 で言及されている通り、資金の流出入は、外国為替の取扱いを認可された金融機関(商業銀行)を通じ、公式に行われなければならない。この点を考慮すると、外国通貨は商業銀行との為替予約の実行を通じてブラジル通貨に交換されなければならない、またその逆も同様である。

いずれにしても、資金の流出入を行うためには、状況に応じて、中央銀行において然るべき登録がなされなければならない。

8.2 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

上記制限を参照。

9. M&A

9.1 ブラジルの会社が利用することのできる M&A の方法には、どのようなものがあるか教えて下さい。

ブラジルでは、合併・買収(M&A)に関して株式取得及び資産取得という 2 つの方法が利用されるのが一般的である。

株式取得

ブラジルで活動の拡大を企図する外国人投資家にとって最も一般的な枠組は、既存のブラジルの会社の株式を直接取得する方法であり、多くの場合、ブラジルの持株会社が買収ビークルとして用いられる。この方法が最も一般的な理由は、ブラジル法が、株式取得後に買収会社と被買収会社が合併することを条件に、株式取得におけるプレミアム部分について税務上償却を認めているからである。

資産取得

いくつかの法域では、株式取得と比較して、資産取得の方が、より確実に、資産を譲渡した会社の責任から分断されることができるが、ブラジルでは、特に租税債務及び労働債務の責任については、必ずしもそうとは限らない。

ブラジルの税法及び労働法は、一般的に、事業を構成する主要な要素(顧客、資産、商標、労働者等)が一方の法主体から他方の法主体へ資産取引によって移転する場合に、事業の法的承継を認めるという考え方に親和的である。従って、資産取得において、法主体を包括的に取得しない場合であっても、事業を構成する要素の大部分を取得する場合には、これらを取得した法主体が、これらを譲渡した法主体の労働、租税、環

境その他民事上の債務の全てを承継する可能性が高い。

9.2 各方法を実施する上での手続、要する時間について教えてください。

ブラジルにおける資産又は株式譲渡契約(Stock Purchase Agreement; SPA)は、一般的に、他の法域におけるクロスボーダー取引で国際的に使用される SPA と同様である。コモンローの契約法に影響を受けていることから、ブラジルにおける SPA においても、取得の目的並びに対応する価格及び支払条件といった、実行される譲渡に関する諸条件の詳細を規定することが多い。また、譲渡後の売買当事者間の関係を規律する補償の一般的な枠組も、譲渡会社による表明保証及び購入の条件として規定されるのが通常である。

SPA は、株式の売買に関連して行われる行為を時系列で規定すべきである。この時系列は、3 つの主要な段階に分けられる。第一がサイニングの段階で、売買の全ての諸条件が合意に至った日であり、第二が前提条件の段階で、サイニングとクロージングの間の期間であり、最終的に株式譲渡が行われるために当事者が行う一定の行為が規定され、第三はクロージングの段階で、有効な株式譲渡(株式移転書類への署名や取得価格の支払い等)に必要な全ての行為が規定される。

9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

具体的事例で適切な方法を決定するための主要な基準は、(i)それぞれの方法に課される税、(ii)会社の負債及び既存債務又は潜在債務(例えば、係属中の訴訟、税務調査、労働争議等)等である。

9.4 組織再編に関わる会社の1つが上場会社である場合、追加で満たす必要のある要件があれば教えてください。

上場会社の株式の取得は、当該会社の株式の取引区分に応じて、ブラジル証券取引委員会(*Comissão de Valores Mobiliários*; CVM)及び *BM&FBOVESPA S.A.* 社 (*Bolsa de Valores, Mercadorias e Futuros*)(証券・商品・先物取引所、以下「BM&FBOVESPA」という。)による規制対象となる。

上場会社の株式の取得に関わるもう一つの重要な特徴は、当該会社の付属定款に敵対的買収防衛条項が規定されている可能性である。例えば、最近の多くの上場会社では、ある者が当該会社の株式(例えば、20%以上の株式)を取得する場合には、全株主を対象として株主割当を行う旨が付属定款において規定されている。

9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがあるか、また強制的公開買付規制が適用されるのはいつか教えてください。

電気通信事業、航空事業、エネルギー事業のような一定の規制業種を除き、一般に、ブラジルの会社につ

いて外国人投資家が保有できる株式持分比率に制限はなく、特別な事前承認も必要ない。

但し、ブラジルにおける前年の総収益又は事業規模が 750,000,000 レアル超で、他の会社における収益又は事業規模が積算して 75,000,000 レアルになる取引は、経済防衛行政評議会(CADE)に提出し、CADE から、取引の実行に向けたクロージングその他の行動を実施するための最終承認を得るまで待機しなければならない。

9.6 外国会社も、上記組織再編方法を行うことができますか。

外国会社も、上記組織再編方法を行うことができる。外国の買収者は、合併を用いる方法と同様、株式取得及び資産取得の方法のいずれも、利用することができる。

9.7 ブラジル内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を規制する法律やその他の形態の規制は存在しますか。

規制は存在する。上記 9.5 参照。

10. 租税

10.1 会社が納税すべき所得税額は、ブラジルでは、どのように決定されるのか教えてください。

ブラジル税法に基づき、ブラジルの居住者たる会社は、その全世界所得が法人所得税の課税対象となる。

10.2 税務上、居住地はどのように取り扱われますか。

会社は、本店がブラジル国内に所在する場合、ブラジルの居住者とみなされる。ブラジル国外の国際的企業の、ブラジルにおける支店又は子会社によって取得される収入、収益、利益及びキャピタル・ゲインは、ブラジルの法主体に適用ある法人所得税の対象となる。

一般に、外国会社は、ブラジルの居住者とみなされることはない。但し、外国会社が、ブラジルにおいて事業活動を行うための要件を満たすことなくブラジルにおいて事実上の活動を恒常的に行う場合、当該外国会社は、当該外国会社がブラジルで稼得した所得に関して、ブラジル税務当局から罰則を課され得る。

10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

法人所得税(IRPJ)は、課税所得に対して税率 15%、課税所得のうち 240,000 レアルを超える部分に対し

ては税率 10%を加算して課税される。後述するように、社会保障負担(CSLL)として一般税率 9%も加算して課税される(税率 15%が課される金融機関及び保険会社を除く。)

一般的に、会社は、課税所得の算定方法として、以下の 2 つの算定方法、つまり現実利益法及び推定利益法のうちの 1 つを採用できる。

現実利益法

課税所得は、会計上の利益を基に、税法上認められる加減算調整を加えて決定される。会社に税務上の損失が生じた場合、一定の条件及び制限のもとに、それを次期以降の課税事業年度において利用できる可能性がある。

推定利益法

課税所得は、会社が稼得した総収益に法定の固定割合を乗じて決定される。IRPJ の割合は、会社の事業内容によるが、1.6%から 32%まで幅がある(例えば、サービス業は通常 32%で、小売業は 8%である。)。CSLL の割合は 12%又は 32%で、会社の事業内容による(一般に、サービス業は通常 32%で、小売業は 12%である。)。会社が稼得したその他の収益(財務収益、営業外収益、キャピタル・ゲイン)はその全額が、推定利益法に基づき算定される営業収益に加算される。

推定利益法は総収益のみに基づき課税所得が算定され、費用の控除は、現実利益法の場合にのみ重要になる点に留意が必要である。推定利益法を支える根拠は、推定利益法において税額の計算に用いられる法定の固定割合が、推定される限界利益に実際に合致しているという点である。

極小規模又は小規模と分類される会社は、ブラジルにおける複数の税の一括納付を含む、より有益な課税制度(SIMPLES)を利用することができ、かつ会社の会計帳簿についてより簡略化された作成手続が適用される点が重要である。

10.4 外国法人がブラジルで稼得した所得に対して課される税率を教えてください。

10.7 の通り、一般的に、外国法人はブラジル源泉所得に対して、所得の性質に応じて源泉税を課される。

10.5 ブラジルでは、他にどのような税金を支払う必要があるか教えてください。

ブラジルでは多数の連邦税、州税、市町村税が定められており、税法の規定も広範囲かつ複雑である。上述の法人税(IRPJ 及び CSLL)以外の税の概要は以下の通りである。

連邦税

社会統合計画負担税(PIS)及び社会保障融資枠負担税(COFINS)

原則として、ブラジルの会社に生じる全ての種類の収益にこの負担が生じるが、若干の例外(例えば、国外向け役務提供から生じる収益)がある。これらの税に関して、計算方法は非累積法と累積法の2種類がある。一般的ルールとしては、会社が現実利益法(IRPJ/CSLL)の適用を受けるときは非累積法(PIS/COFINS)を採用し、会社が推定利益法(IRPJ/CSLL)の適用を受けるときは累積法(PIS/COFINS)を採用しなければならない。この一般的ルールは、利益に対する課税の方法とは独立して累積法を採用しなければならない複数の経済部門には適用されない点に注意が必要である。累積法及び非累積法の概要は以下の通りである。

非累積法: 算定の基礎は、いくつかの控除又は免除を加えた総収益であり、これらの税に適用される合計税率は通常 9.25%である。他方で、ブラジルの会社には、負担する PIS 及び COFINS と相殺するために PIS 及び COFINS 税額控除が法律上認められている。当該税額控除は、非累積法により会社に生じた一定の費用及び支出に基づき 9.25%の率で認められる。PIS 及び COFINS 税額控除を生じさせる費用及び支出はブラジル法に列挙される。

累積法: 算定の基礎は、いくつかの控除又は免除を加えた総収益であり、これらの税に適用される合計税率は通常 3.65%であるが、税額控除は認められていない。

金融取引税(IOF)

為替、証券、信用、金及び保険を含む一般の金融取引に課税される税である。IOF 税率は、課税取引の性質により異なる。

特定財源負担金(CIDE)

ブラジル連邦憲法に基づき、複数の特定財源負担金(CIDEs)が創設された。

- ・ 通信関連基金(FUST)に関する CIDE
- ・ ロイヤルティー及び役務提供の対価の外国への送金に関する CIDE
- ・ ガソリン、石油製品、天然ガス及びその副産物、エチルアルコール及びエチルアルコール燃料の輸入及び販売に関する CIDE
- ・ 映画産業振興に関する CIDE
- ・ 電気通信技術開発基金(FUNTEL)に関する CIDE

社会統合基金(PIS)及び社会保険融資納付金(COFINS)/輸入税

PIS 輸入税及び COFINS 輸入税は、一般に合計税率 9.25%で、外国の製品及びサービスの輸入に関し

て課される。納税者は、ブラジルの個人及び法人であって輸入に従事するものである(内国及び地方の PIS 税及び COFINS 税に関して、前述の非累積法又は累積法のいずれが適用されるかに影響されない。)

輸入者が、地方 PIS 税及び COFINS 税の非累積法が適用されるブラジル法人である場合、徴収される PIS 輸入税及び COFINS 輸入税は、輸入者の毎月の収益に生じる地方 PIS 税及び COFINS 税と相殺することができる。但し、この輸入者が税額控除を行うことができるのは、輸入された役務が、商品の販売又はサービスの提供による投入量にあたりと認められる場合に限られる。投入量とは、商品又はサービスであって会社の主要な活動に直接使用され又は消費されたものをいう。

輸入税

この税は、メルコスール共通分類(NCM)の商品分類に従った個々の税率で輸入品の価格を関税課税標準として課税される。輸入品の関税課税標準は、世界貿易機関(WTO)の関税評価協定に従って決定される。一般に、関税課税標準は輸入品のインボイス価格に国際輸送及び保険費用を加えた額である。ブラジルはほぼ全てのラテンアメリカ諸国と特惠貿易協定を締結しており、締約国からの輸入では、輸入税の減免の利益を得ることができる。南米南部共同市場(ブラジルにおいては「MERCOSUL」と呼ばれ、スペイン語圏の諸国においては「Mercosur」と呼ばれる。)の他の加盟国からの輸入は、輸入品が当該各国のうちの一カ国を原産地とする証明書がある限り、輸入税が免除される。

輸出税(IE)

(i)ウシ亜科の動物—バッファローを含む—、ウマ科の動物、ヒツジ又は子羊の皮革、(ii)巻きたばこ—刻みたばこを含む—(カリブ海地域、中央アメリカ及び南アメリカに輸出されるもの)、(iii)武器及び弾薬(南アメリカ(アルゼンチン、チリ、エクアドルは除く)、及びカリブ諸島を含む中央アメリカに輸出されるもの)のように、いくつかの少数の商品は、輸出税の対象となる。税額は、商品の輸出価格をもとに算定される。

付加価値税(IPI)

この税は、消費税と類似する。ブラジルで製造されたか外国から輸入されたかを問わず、大部分の製品に課される。IPI は最終的には最終消費者に転嫁されるが、独立した製造業者の各製造段階又は局面で課される。IPI は通常、価格を課税標準として賦課される。税率は、製品の種類により定まる。IPI は付加価値税であり、課税対象製品の製造工程で用いられる原材料や部品の購入若しくは輸入時に支払われた IPI、又は輸入商品の再販売時に支払われた IPI について税額控除が認められる。IPI は、輸入商品の場合、関税課税標準に輸入税を加えた金額をもとに計算される。

3 ヶ月分の IPI 税額控除累積額を有する納税者は、累積額の還付又は他の連邦税の控除をブラジル連邦歳入省に請求することができる。

州及び市町村税

付加価値税及び商品流通サービス税(ICMS)

ICMS は、付加価値税である。商品が事業施設から搬出される時に、輸入商品又は国内商品に賦課される。各取引に関して支払われるべき ICMS の額は販売される商品の価格に基づいて定まり、また IPI の場合と同様に、商品の購入又は輸入に関して支払われた ICMS について税額控除が認められる。

ICMS は、州間及び市町村間の輸送サービス及び通信サービスにも賦課される。

特定の商品について、ICMS は代理納税制度(ICMS/ST)を基に適用され、その場合には、商品の流通全体に課される税が、当該流通の最初に(一般には製造業者又は輸入業者によって)一括して、将来の課税事由発生時に適用されるものとして政府に決定される見積価格に基づき徴収される。

一般に、この課税は、ブラジルの全ての州及び連邦区(連邦直轄区)によって調印された州協定(*Convênio ICMS*)に基づき実施される場合、ブラジル全域(1 以上の州がその域内でこれを実施しない旨決定した場合を除く)において有効である。また、2 以上の州によって調印される特定の議定書(*Protocolo ICMS*)に基づき実施される場合、調印した各州の領域内に居住する納税者に対してのみ有効である。但し、州が、州法に基づき、当該領域内で締結された取引又は当該領域内に居住する納税者に向けられた製品について ICMS/ST 制度を実施することもできる。

自動車所有税(IPVA)

IPVA は、州税である。税率は、車両が製造された年に応じて異なる。

寄付及び相続に関する税(ITCMD)

ITCMD は、個人又は法人による無償での資産及び/又は権利の移転(相続及び/又は寄付)に賦課される。税率は、当該税に関連する各州法の規定により異なる。一方、税額算定の基礎となるのは、移転された資産又は権利の公正な市場価格である。

サービス税(ISS)

ISS は市町村税であって補足法 2003 年第 116 号に掲げられる全サービスに課税されるが、ICMS により州税の対象となるサービスは除かれる。税率は市町村により 2%から 5%の間で異なる。

不動産譲渡税(ITBI)

この市町村税は、財産移転(例えば売却)に関して累進税率で賦課され、税率は、会社資本の引受けの場合を除くあらゆる性質の価値の移転全てにおける財産の価値に応じて異なる。

都市不動産所有税(IPTU)

都市不動産所有税は、不動産の評価額に毎年課税される市町村税である。IPTU の税率は、各市町村で異なる。

10.6 配当は課税されますか。

1996 年以降に生じた会計上の利益に関する配当は、受益者がブラジル居住者かブラジル非居住者かにかかわらず、ブラジルの所得税が免除される。

加えて、ブラジル非居住者たる受益者に対する配当の送金時に、その額について IOF 税(為替取引に対する税)が課される。但し、現時点の IOF 税の適用税率は 0%である。

10.7 源泉税は課されますか。

源泉所得税は、ブラジル居住者及びブラジル非居住者又は外国法人に支払われる様々な種類の所得に課される。

源泉税額は、所得の種類及び受益者(例えば、居住者又は非居住者)の課税上の地位により異なる。

また、ブラジルは所得に対する租税に関する二重課税回避のための租税条約をいくつかの国(日本を含む。)と締結しており、その条約によって、ある性質及び/又は他の条件を有する所得について、ブラジル国内法が適用されるよりも課税上有利な取扱いが受けられる。

10.8 ブラジルでは、キャピタル・ゲインが課税の対象となるのか教えて下さい。

譲渡資産がブラジルに所在する場合は課税される。

そのため、売主及び/又は買主が非居住者である場合でも、譲渡資産がブラジルに所在する場合は、キャピタル・ゲインの有無を確認する必要がある。

課税されるキャピタル・ゲインの額は、譲渡資産の譲渡価格と取得原価の正の差額である。

通常は、ブラジル居住者又はブラジル非居住者・外国法人は、キャピタル・ゲインについて、15%(非居住者・外国法人が軽課税国/地域に所在する場合は、25%)の税率で、所得税が課される。ブラジルが調印した二重課税回避のための租税条約では、より有利な課税上の取扱いが規定されている可能性がある(例えば、日本との租税条約では、日本居住者によるブラジル会社株式の譲渡に基づくキャピタル・ゲインについて、ブラジルにおいて課税が免除される。)

ブラジル法人に生じるキャピタル・ゲインは、10.3 で説明したように、課税所得にあたり合計約 34%の税率で法人税が課税される。

11. 紛争解決

11.1 ブラジルにおける民事訴訟手続の概要を教えてください。

ブラジルにおける民事訴訟は訴状により始まり、訴状は、事件対象の訴訟物を判断する管轄(事物管轄権)を有する裁判所に提起されなければならない。原告が一定の訴訟手続要件を満たす場合、裁判所は被告に対する召喚状の送達を決定する。召喚状の送達が有効に完了すると、被告は、反訴及び/又は交差請求(第三者が訴訟に加わらなければならない場合)等の他の申立てや抗弁とともに、答弁書を提出することができる。原告は、被告によって提出された答弁書、申立て及び他の抗弁に回答し、反訴に対して答弁書を提出することができる。書証は、原則として、上記訴訟の最初の段階で提出されなければならない。

当該段階が終了した後、当事者は、収集を希望する追加の証拠を事件が裁定される前に特定しなければならない。そして、裁判所は、当該証拠請求を評価し、また、答弁書で直ちに事件を却下すべき手続上の理由が主張されている場合にはその点について評価するため、裁判期日を決定する。手続上却下の理由がない場合、裁判所は当事者が提出した証拠請求について判断し、どの証拠が収集されるべきかを決定する。もし、当事者からの追加の証拠請求がない場合、又は裁判所が当該追加証拠を必要ないと判断する場合には、略式判決をすることができる。

追加証拠の収集が想定される場合、証拠調べ手続が開始される。この段階では、裁判所が専門家(Experts)を指名し、追加書証の提出を決定し、及び/又は、証言収集のための審理の設定をすることができる。そしてこの段階の終了後、当事者が最終弁論を提出し、裁判所により本案判決が言い渡される。

本案判決は、釈明の申立及び上訴の対象となる。前者は第一審裁判所によって裁定されなければならない、後者は上訴裁判所に対して行う。上訴は相手方当事者による応訴後、3 人の上訴裁判所判事により構成されるパネルによって判決が下される。上訴提起をするためのハードルはかなり低く、大部分の事件は第一審判決が確定する前に上訴裁判所によって再度審理されると言えよう。

上訴裁判所で言い渡された判決理由も、申立て及び上訴の対象なる。但し、当該申立て及び上訴へのハードルは、より高い。例えば、判決理由が連邦法に違反する場合、高等司法裁判所(連邦法の争点について判

断する最上位の裁判所)に対する上告が認められる可能性がある。また、憲法上の権利が侵害された場合で、判決理由が広範な影響を有するならば、最高裁判所に対する上告も可能である。但し、大部分の事件は、これらの裁判所で審理されることはない。

判決が一旦終局的なもの(既判事項)となると、敗訴当事者が自発的に当該裁定を遵守することを拒絶した場合には、強制執行が開始される。これに関して重要な点は、ブラジル法は、非金銭債務に関しては、いくつかの罰則付召還令状を規定しているほか、(金銭債務に関しては、)債務を完済させるために、金銭債務の債権者が債務者の資産を調査すること許容していることである。

前述の概要は、ブラジルの民事訴訟で最も一般的なタイプに関するものである。しかしながら、これとは異なる時間枠で進む他のタイプの訴訟手続もある。強調しておきたいことは、(i)仮差止めはブラジルで利用可能な救済で緊急の案件で非常によく使われること、(ii)訴訟中に行われる大部分の中間判決は上訴の対象となること、(iii)非常に広義ではあるが、適正手続は憲法上の条項であること、(iv)外国の当事者は、ブラジル国内に資産を有しない場合は保証金を出さなければならないものの、ブラジルにおいてブラジルの会社に対して訴訟を提起する完全な権利を有すること、である。

11.2 ブラジルにおいて外国判決はどのように執行されますか。

ブラジル法は、ブラジルの裁判所による強制執行の対象となる外国判決に対して、特別な取り扱いをする。ブラジルで強制執行の対象となる外国の裁定(*exequatur*)は、まずブラジルの首都であるブラジリアにある高等司法裁判所(*Superior Tribunal de Justiça*)に承認されなければならない。

ブラジル法は、外国判決がブラジルで承認及び執行されるために、外国判決が以下の要件を充足することを要求する。それは、(i)(当該外国の管轄が、ブラジル法が規定する国内裁判所の専属管轄に抵触してはならないこと以前に、)管轄当局により言い渡されたものでなければならないこと、(ii)当事者が適切に召喚されたこと、又は、欠席が法的に証明されなければならないこと、(iii)決定が最終的なものである(既判事項である)こと、(iv)判決は、ブラジルで宣誓した翻訳者による当該判決の翻訳を添付の上、ブラジル領事館の認証付きで提出しなければならないこと、(v)外国判決は、国家主権又は公序(「公序」は、査問状による裁判所の召喚、適正手続及び管轄に関する規律を遵守することを含む。)に反してはならないこと、である。外国の仲裁判断の承認にも、これらと同一の要件が(文言の適用調整をした上で)適用される。

ブラジルで外国判決に基づく強制執行を企図する当事者は、高等司法裁判所による外国判決の承認の申請をしなければならない。一旦申請が申し立てられると、高等司法裁判所長官が、被告を召喚し、前述の要件の欠缺に基づいて承認の要請に異議を述べるよう(被告に)求める。

被告が承認申請に異議を述べる場合、報告判事が高等司法裁判所の裁判官の名簿の中から選任され手続を行い、必要があれば、ディスカバリーを行う。その後、地方検察庁(District Attorney's Office)に、外国判決が承認適格を有しているか否かについて非拘束的意見を出すよう通知をしなければならない。一旦意見が

出されると、承認申請は高等司法裁判所の判事によって構成するパネルにより実質審査される。当該決定は上訴の対象となる。

期間は、状況により異なり得るが、これらの手続は、終局的判断がなされるまでに6ヵ月から20ヵ月間続く可能性がある。一旦外国判決が承認されると、それはブラジルの裁判所で出された終局判決と同じ地位を有し、当該判決に基づき強制執行を行うことができるものとなる。

11.3 ブラジルにおいて利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがあるか教えてください。

仲裁はブラジルにおける紛争解決で最も一般的な代替手段で、ブラジル人及び外国人に広く使われている。仲裁は、連邦法1996年第9307号(以下「ブラジル仲裁法」という。)により規定されている。ブラジルの裁判所が繰り返し仲裁条項及び仲裁判断の有効性を支持していたことは重要である。調停は特定のタイプの紛争に利用可能な手段であるが、仲裁ほど広範には使われていない。

11.4 仲裁判断は、ブラジルではどのようにして執行されるのか教えてください。

国内で言い渡された仲裁判断は、法の規定により、ブラジルの裁判所により言い渡された終局判決と同じ地位を有する。それ故、敗訴当事者が裁定に自発的に従わない場合、勝訴当事者は、裁判所の判決に基づき強制執行を行う場合に利用可能な救済手段で、仲裁判断に基づく強制執行を行うことができる。

11.5 仲裁判断がブラジル裁判所において否定されるのはどのような場合か教えてください。

ブラジル仲裁法は、仲裁判断がブラジルの裁判所によって無効とされる可能性がある場合を非常に限定的に規定している。すなわち、

- ・ 仲裁手続を開始する根拠となった仲裁条項が、無効であるとされた場合
- ・ 仲裁判断が、仲裁人の地位を行使することができない者(すなわち、属人的欠格事由)によって言い渡された場合
- ・ 仲裁判断が、事件の概要、判断理由、本案に関する判断及び/又は言い渡しの場所や日付を欠く場合
- ・ 仲裁判断が、当事者によって設定された仲裁の範囲を超える争点を取り扱った場合
- ・ 仲裁判断が、仲裁対象事項の全体を判断しなかった場合
- ・ 仲裁中に、贈収賄その他の汚職があったと証明された場合
- ・ 仲裁判断が、当事者によって定められた仲裁判断が言い渡されるべき最終期限以後に言い渡された場合

仲裁判断の無効を申し立てる場合は、当該当事者は、両当事者が仲裁判断を送達された日から90日以内に個別具体的な訴訟を提起しなければならない。

以上

(2012年8月現在)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。